

確定申告期限の柔軟な取扱いについて

— 4月17日以降も申告が可能です —

令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限につきましては、先般、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長していたところです。

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、外出を控えるなど期限内に申告することが困難だった方については、期限を区切らず、**4月17日以降であっても柔軟に確定申告を受け付ける**ことといたしました。

申告相談の事前予約のお願い

4月17日以降の申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告相談は、確定申告会場を設置し先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、相談者の皆様にお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、**原則として、事前予約制とし**、感染リスク防止に一層配慮した形で行うこととします。

〈事前予約の方法〉

浦河税務署に行かれる方

- ①税務署に電話する。(Tel 0146-22-4131)
- ②自動音声アナウンスで「2」を選択
- ③「申告相談の事前予約」と伝えると担当係に繋がりますので、相談日時を予約してください。

新冠町役場へお越しになる方

- ①役場税務課に電話する。(Tel 0146-47-2115)
- ②「申告相談の事前予約」と伝え、相談日時を予約してください。

●お問い合わせ先

新冠町役場 税務課 Tel 0146-47-2115